

松戸市議会放射能対策協議会 会議記録

1 日 時 平成24年5月11日(金) 午後2時35分開議

2 場 所 第1会議室

3 出席議員

議長	田居照康
副議長	山沢誠
議員	渡辺美喜子
議員	中川英孝
議員	桜井秀三
議員	宇津野史行
議員	杉浦誠一
議員	山中啓之
議員	二階堂剛

4 出席理事者 別紙のとおり

5 出席事務局職員

事務局長	小倉智
庶務課長	戸室文男
庶務課長補佐	三根秀洋
庶務課主幹	橋本貢一
議事調査課長	染谷稔
議事調査課長補佐	大谷昇
議事調査課長補佐	内海淳
議事調査課長補佐	津久井隆信
議事調査課長補佐	鈴木章雄
議事調査課主幹	長谷川毅
議事調査課主査	窪川栄一
議事調査課主任主事	太田敏弘

6 会議に付した事件 松戸市除染計画に基づく民有地の除染について

7 会議の経過及び概要 議長開議宣告
議事

傍聴議員 杉山由祥議員 中田京議員
矢部愛子議員

傍聴人 2名

松戸市除染計画に基づく民有地の除染について

田居照康議長

本日は、執行部より松戸市除染計画に基づく民有地の除染について説明したい旨の依頼がありましたので、急きょ開催をするものでございます。

それでは、執行部のほうの説明をお願いいたします。

市民環境本部長

それでは、説明に先立ちまして、皆さん、本日はお忙しい中を松戸市議会放射能対策協議会を開催いただきありがとうございます。本日御説明させていただきますことは、今、議長からもお話がありましたが、いよいよ民有地（住宅）の除染を計画してまいります。市民の方に広報等を通じて周知も含めた形で進めてまいりたいと考えております。その報告につきまして御意見等、またいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

放射能対策課長

それでは、内容について御説明させていただきます。座って失礼させていただきます。

本日、民有地の除染について、並びに広報まつど特集号にて民有地の除染について詳細を案内するというところで、この2点について御説明させていただきます。

まず、資料の1ページ目でございますが、民有地の除染についての概要から御説明いたします。

松戸市除染実施計画に基づき、民有地につきまして、市の責務で除染を実施いたします。本日御説明する内容、まだ詳細については現状詰めている段階ですので、本内容について詳細の変更はあり得ますということをちょっとつけ加えさせていただきます。

まず、子どものいる住宅につきましては目標達成のためにすべて実施を目指しているところですが、まずは第一段階として、今回は申請を受け付けて、業者委託により民地、個人宅等の除染を実施していくというものであります。その後につきましては、申し込み状況、除染の進捗状況を踏まえまして検討してまいります。

広報につきましては、数回に分けて広報まつど定期号で御案内することに加えまして、7月に放射能特集号を発行して、周知徹底を図ってまいります。

次に、実施方法でございます。

まずは、中段3行目、業者が申請を受け付けまして、現地調査、これは放射線の空間測定でございます。ここまでを一つの業務といたしまして、その結果をもとに除染、それから、事後の確認測定をもう一つ別な業者に委託して実施いたします。

本計画では、市内全域の小学生以下の子どもがいる住宅を対象といたしまして、それ以外の子どもがいない住宅につきましては、除染実施区域内に限り対象としていきます。また、転入者も対象となります。

次に、対象ということで、今御説明した内容を項目で分けております。①小学生以下の子どもがいる住宅、これは市内全域でございます。①以外の住宅、つまり、子どもがいらっしゃらない住宅ということですが、これは除染実施区域内に限定。米印の子どもですが、本計画におきましては小学生以下でございます。

次の米印、集合住宅についてですが、分譲マンションの場合は管理組合様等より、賃貸住宅につきましては所有者等での、代表者での申し込みを予定しております。

①、②につきまして、それぞれ転入者も対象といたします。転入者につきましては、転入時に市民課、支所等で御案内する予定でございます。

次に、除染の条件でございます。

毎時0.23マイクロシーベルトを超えていることが条件となります。子どもがいる住宅につきましては高さ50センチ、いない住宅につきましては高さ100センチで測定をして、指標値を超えていれば除染の対象ということでございます。

次に、流れでございます。

①、まず、除染を希望する住宅の所有者より受け付け業者に申請書を提出ということです。想定していることが郵送で送付すると。業者は受け付けから業者委託になりますので、申請受け付けは、受け付け業者に申請書を郵送するということから始まります。その後、業者から依頼者に日程調整の連絡、現地調査を実施いたします。

③といたしまして、事前測定を行い、除染実施の可否、これは0.23マイクロシーベルト以上であるか否かということでございます。判断後、除染を実施し、⑤事後測定を行い、除染完了ということでございます。

次に、2ページ目でございます。

スケジュールでございますが、スケジュールの工程表でございます。

まず、受け付けですが、7月の後半に子どもがいる住宅、いない住宅、それぞれ受け付けの準備が整い次第、開始する予定でございます。一応期限を9月の末までということに切る、受け付けについては切らせていただく予定でございます。これは6月の後半に業者が決まるように今、事務を進めている段階でございますが、その後、事務所を開設したり、連絡先、電話を引いたりですとか、そういった準備等に約1か月を要するという事で予定を組んでおります。

次に、現地調査、まず、子どもがいる住宅から優先的に、先に開始する予定でございます。これは8月初旬を予定しております。子どもがいない住宅は10月中旬を予定しております。除染につきましては、並行して事務を進めまして、別業者が9月中旬から子どもがいる住宅につきましては除染を実施するという予定でございます。いない住宅につきましては、12月初旬から実施を開始する予定でございます。

なお、転入者につきましては、その後も25年3月まで、要は24年度いっぱい受け付けを行う予定でございます。

除染に関する費用でございます。

①から④まで区分を示しておりますが、まとめますと、除染実施区域内で国の補助の対象メニューの作業を行った場合には、国庫補助金で除染を実施します。除染実施区域内であっても、国の補助対象メニュー以外の作業を行う場合、例えば、補助対象メニューで作業を行っても0.23まで落ち切らないという場合、こちらは補助の対象にはなりません。それから、除染実施区域外につきましては、国の補助金の対象にはなりません。市の負担ということでございます。ただし、市の負担で行った費用につきましては、東京電力に請求していくという予定でございます。

次に、業務区分でございます。

広報・周知などの事務費、これは国から補助金が、費用負担があるということを確認しております。これは除染の一環の事業ということで、国の補助対象ということでございます。

次に、事前測定、測定についても、除染実施区域内であれば補助対象ということでござ

います。除染作業についても、区域内であれば補助対象ということで、要は、除染に関しての測定、それから、広報・周知について補助の対象ということでございます。

次に、予算でございます。

予算につきましては、24年度当初予算、一般会計の民有地放射能除染対策事業の委託料10億円の中で事業を実施する予定でございます。

次に、3ページでございます。

3ページは、広報まつど……。

田居照康議長

ちょっと待ってください。これはちょっと別々に質疑をやりましょう。

放射能対策課長

はい。

【質 疑】

田居照康議長

それでは、除染についての計画なんですが、これについてまず質疑をしたいと思いますが、どなたか御質疑はありますか。

桜井秀三議員

どこが区域内で区域外なのか、広報を出したりして、まあ地図でわかるとは思いますが、何か説明を聞いていて非常に事務的な説明で、あつたかみがないなというような気持ちがありました。除染の対象というのは、市として、執行部として区域内と区域外ではどのくらい予測しているのか。民有地、マンションは何件ぐらいで、本当にこの10億円で足りるのかどうか。それを本当にどのくらい考えたのかということをお伺いしたい。

それから、0.23、もう1年以上たっているわけですが、除染して下がらなかったら何度でもこれはやりますと、これは広報で本当に言えるのかどうか。一番大切なことが子どもの健康診断、甲状腺、のどに異常、こういったことが今現実にこの東葛地区で起きているのかどうか。そういった被害状況が市のほうに上がっているのかどうか。

それとあと、やっぱりマンションの枝切り、それから土、ちゃんとその後始末の予定が、大変膨大な量になった場合、それに対処できているのかどうか、この説明がないんですが。広報で出してもそういったことがはっきり書いてないと、ただの混乱になるんじゃないかと思いますが、その点をお伺いいたします。

放射能対策課長

まず、想定の数からですが、これは実際のところはやってみないとわからないんですが、私たちが今想定している件数というのが机上の計算ですと、まず、市内の子どもがいる住宅約1万6,100件、それから、区域内の子どもがいない住宅6万6,150件という数字、データがあるわけなんです。今二通りが除染の対象に今回予定しているところなわけですが、仮定の計算といたしまして、子どもがいる住宅の約1万6,100件のうち、半数の申し込みがあるとしますと約8,000件という数字がまず出てきます。それから、区

域内の子どもがいない住宅、最初にお話ししたのは市内全域の子どもがいる住宅ですね、これが約1万6,100件、それで半数の申し込みがあったとして約8,000件。それから、区域内の子どもがいない住宅6万6,150件、このうち、子どもがいない住宅のうち2割申し込みがあった場合、約1万3,000件という数字が出てきます。それで、8,000件と1万3,000件を合計いたしますと約2万1,000件。申し込みが約2万1,000件あったといたします。そのうち、測定を行って0.23以上であったところが除染の対象となるわけですが、今まで私たちが個人の申し込みを受けて私有地測定を行ったデータによりますと、約2割が0.23を超えております。これによって、2万1,000件のうち約2割ということで考えますと4,000件を少し超える。ですから、ちょっと大まかな計算ですと、おおむね除染対象は4,000件から5,000件ということ想定しているというのが現在の予想であります。

次に、0.23よりも下がらなかったらということでございますが、まずは国の補助対象メニューを実施して下げることを目指すわけなんです、下がらない場合は補助対象以外の作業も行って下げる努力をいたします。それでも最終的に下がらないという場合は、これはもう様子を見る以外にありません。次の方法をさらに検討するということになるかと思われま。

あと、健康診断の御質疑ですが、今回の御説明は除染に限ったことですので、これは健康福祉本部のほうに質疑があったことをお伝えしておきます。

あと、膨大な量に費用が足りるのかどうかということだと思っておりますが、予算要求につきましてはざっくりと、比較的線量の低い地域ということで、国の試算が1件につき20万円という想定問答での数値が出ておまして、これを参考に5,000件を想定して10億円という数字を予算要求のときに計上しております。まずはこの予算の中で行うことを予定しているわけですが、何分初めての取り組み、初めての事業でありまして、予算上、進捗状況を見て、予算が足りなくなるということがもし仮に見えてきた場合は、また検討、相談させていただきたいと考えております。

桜井秀三議員

今説明して、ほかの方もいろいろ質疑があると思いますから、もう一回だけ質疑しますが、5,000件だ8,000件だと言われますけど、口で言うのは簡単ですが、これを職員でそれぞれ一日に回るといって、何人で、どのくらいかかって、何年かかるのか、ちょっとそういった説明が……（「委託です」と呼ぶ者あり）委託ですか。——ああそうですか。

あと、枝木やベランダに置いてある草花のそういったものを集めて、今松戸市でそれを本当に責任を持って引き受けられるのか。その後始末もまだ決まっていなくて、新聞では流山市は何か焼却灰のあれはできたけど、松戸市は心配ありませんと、そのくらいの広報をやる以上、税金を使ってやる以上は、これは本当に変な混乱を起こさないように、もうちょっとプラス何か説明が、ちょっとざっくりばらんとするか大ざっぱなところが、私はそう思います。ほかの方もいろいろ質疑があると思いますのでこのくらいにしておきますが、焼却灰、これは大丈夫なんですか、松戸市の中で。

環境担当部長

御心配のとおり、焼却灰につきましては、まだクリーンセンターの灰は8,000ベクレルを切る状態では到底ございません。ですから、今後もクリーンセンターで燃やせるごみ

を燃す限り、2炉運転のときは1日2トン、1炉運転でも1日1トンの焼却飛灰がたまり続けます。これにつきましては、今、クリーンセンターの場内に保管しておりますけれども、当然その保管限界を超えるときが近々参ります。そうなりますと、一番今大事なことは、焼却灰の保管施設、新しいところの手当て、それが緊急課題だと考え、この前一回御報告いたしましたとおりの候補地について今当たっているところでございます。

あと、その焼却灰のほかに、こうやって民地の除染が始まりますと、民地から発生するもの、これは原則委託業者には除染したものをできれば土の深いところに埋めて宅地内で処理してくれとお願いいたしますけれども、それでも当然埋められないケースは出てまいります。それは行政が引き取る責任があると思います。その保管場所も大至急手当てする必要があるかと思えます。そこら辺の説明というのを、確かに議員がおっしゃるとおりきめ細かく住民の方にはしていかなきゃいけない、そのように考えています。

桜井秀三議員

今の説明でもちょっと首をかしげるんですけど、広報で、税金を使ってこれだけのことをやる以上、限界だとか場所がないとか、こんなことを言ったら恥ずかしいですよ。そういうのをちゃんと手続をしてから、こういうことをやります、市民の皆さん安心してくださいというのが行政の仕事だと思いますよね。これでここで集めておいて、これで説明します、人ごとみたいな説明だけど、市民にとっては大切なことですよ。それでもうパンクしますの、隣へやりますの、あなたのうちの隣に置きますのということになったらどうするんですか。ちょっと私にはわかりませんが、以上です。ほかの方もいると思います。

田居照康議長

ほかに。

山中啓之議員

今の質疑に幾つか関連しているんですけども、民有地の除染についてはぜひやっていただきたい、いいことだと思うので頑張ってください。頑張っていただきたいのでなるべく提案をしたいんですけども、ちょっと事実確認として幾つか小さい質疑をさせていただきます。

今、計画を縷々説明いただきましたけれども、職員さんの人員配置というか、キャパシティーは大丈夫なのかという話がありましたが、まず、電話なんでしょうかね。何人体制でまず市で受け付けられるのか。そして、委託されたときの業者の体制、今大分落ちついたとも聞いていますけど、最初のうちは集中すると思うんですが、その業者はどこでどれぐらいあってとか、そのキャパシティーはどういうふうにされているんでしょうか。また、優先順位としては受け付けた順に測定に行くという対応なのか、ちょっとそこら辺の流れを細かく今三つ質疑させていただきます。

二つ目が、集合住宅に関してなんですけれども、②の場合とか、①もそうですが。新松戸なんかは特に集合住宅が多いのでちょっと心配しているんですけども、大きいところは自治会なんか持っていてそこで意思決定されるんだと思いますが、例えば小さい四、五件のアパートとか、所有者が市外の方だとか県外の方も結構いらっしゃるね。そういうところの方は、この仕組みをどうやってお伝え——伝えたほうがいいんじゃないかなということを念頭に置いてお話ししているんですけども、なかなか連絡がとれないとか

意思決定ができないとか、1件だけだからあまりぞんざいにされるといったことがないようにしていただきたいと思うんですが、そこら辺の対応がもしあれば教えてください。なければ要望で結構です。

次が、今までの業務で既に空間ですとか農作物とか測定をいろいろされているわけですが、ここまでやってきて、最初の質疑とも絡むんですが、市民の方々のニーズですとか、あるいは対応されていた職員さんの感覚で結構ですけども、どこに一番危惧されていらっしゃるのでしょうか。皆さんが対応している上でまだまだ手が届いていないなと思う、それは窓口でのやりとりなのか、もうちょっとスムーズに、この市はこういうことをやっているけど松戸市はまだまだやっていないなというその実施内容自体なのか。あるいはコミュニケーション自体の不備で疑問を感じたり何かしこりが残って帰られる市民が多いのかわかりません。それはちょっと皆さんしかわからないので、その市民のニーズとか安心・安全のためにまだ不安全だと思っているところはどこにあるというふうに把握されていますでしょうか。

あと、今、桜井議員のほうからもおっしゃったんですけど、出る土ですね。これはしっかりしないといけないのはそうなんですけど、しっかりしろと言っても、皆さんも我々も同じ立場として解決したいと思っていますので、これは一応、クリーンセンターは東部のほうへ行って、今、新松戸の流山街道沿いのあそこにやるとわかりましたけれども、これは4,000件から5,000件と今見積もっていらっしゃいますが、除染したらどれぐらいの土が出るものなんでしょうか。そういった学校とか大きいところだとちょっと目安にならないかもしれないんですけど、ある程度それから出る土の量ですよ。あるいは保管できずに市なり業者なりが預かる、引き取る量というんでしょうか、その量が解決できないところの行き場は、新松戸のあそこで全部解決するんでしょうか。それとも何か次はどこをつぶすと言ったら言い方は悪いですけども、置いておく。一時保管とはいえ数年間あると思いますが、そこら辺はもう考えるしかないと思うんですね、我々は。それは野球場なのか何なのか。そこら辺はどういうふうに考えられているのでしょうか。これは質疑です。

もう一つ、最後は要望ですけど、もうちょっとPRをしていただきたいです。松戸市は人口も減っていますので、どんどん社会減が増えてくることが予想されますので、もうしっかりやっているよ、安心してくださいというのを打ち出すようにやっていただければと思いますので頑張ってください。質疑だけお願いします。

放射能対策課長

まず、職員の人員配置ということからですが、これは受け付けから業者委託です。職員は計画をして業者を決めるチーム、それから、その後の進捗管理ということが職員が実際に行う業務です。

申請についてですが、方法として今考えていることが、業者が決まりましたら、業者が受け付け先、市役所以外の場所に事務所を構えて、電話を引いて、そこで申請を受け付けるということです。

それで、周知の方法なんですけど、支所や市役所に封筒に御案内ですとか申請の用紙を入れて、それで郵送で受け付け先の業者に届くよということではばらくは受け付けるということを予定しております。ですから、職員の対応といたしましては、問い合わせに対しては受けますが、申請の受け付けについてはすべて業者が構えた事務所のほうへ郵送で届くよということを予定しております。

受け付け順ということですが、これは先着順ではございません。先着順ではないということを広報にも御案内する予定です。これは業者が測定に関してある程度固まったエリア、班ごとに測定に回るようになりますので、比較的高い地域でまとまったところから順番にやっていくということを予定しております。

集合住宅についてですが、これはおっしゃられたとおり、所有者が市外に住んでいる場合など、これはちょっと周知の方法を検討したいと思います。

今までの測定で私たちがどういうことを危惧しているかということで、私が今まで対応してきた中では、一番に思うことは、一応国の指針に従って0.23という線引きがあるわけなんですけど、年間1ミリから毎時0.23という線引きに至っているわけなんですけど、どこまで下げれば安全かということがこれはだれにも言えないということです。ですから、一応除染の線引きは0.23ということで線引きさせていただいているんですけど、ある方によってはもっと下げなければだめだというようにおっしゃる方もいらっしゃいますし、これはどこからが安全かということはもう専門家でも意見が分かれているということで、私たちはちょっとこの部分が一番危惧しているところです。どこまで下げればいいのかということですね。指針を0.23に線引きして計画をしているということです。

環境担当部長

じゃあ、土の関係は私のほうから。

大原則として、土については敷地内に埋めていただく方法を現在考えております。例えば学校ですと、天地返しということで、表土を削って入れ替えをするとか、そういった大規模な土木工事的な工事で今対応を考えております。

一般住宅につきましても、大原則は敷地内に埋めていただく。というのは、土につきましても、国のほうで廃棄物扱いにしてくれておりません。例えば、泥で8,000ベクレルを超えるような泥があったとしても、泥以外のものと指定廃棄物ということでいずれは国が引き取る。でも、泥については廃棄物じゃないということで、国が引き取るということを表示してくれておりません。そういったこともありまして、なるべく泥については保管の量を減らす方法で除染を進めたいと考えております。

ただし、泥以外に、例えば、雨水排水溝にたまった汚泥とか、雨水が垂れて特異的に濃い部分、こういったものについては当然除染していく中で、その敷地内で処理できないものがたくさん出てくると思います。それについては市のほうで保管するという形です。それで、先ほど桜井議員からもお話があったとおり、保管場所というのは非常に先ほどの危惧を抱いている部分の一番最大のところで、それについては7月、8月に除染が始まるまでに方向をきっちりと出す、それが市の務めで出す方向にあります。

あと、保管量ですけれども、新松戸クリーンセンターも、これからさらに地元に入り込んで、将来的な姿もお示ししながら保管の合意を得ていく。その中で、今、新松戸クリーンセンターにつきましても古い既存の構築物でございます。それを壊した形で平置きされる、平らな形にして置く、そうしますと、ある程度保管量は稼げるだろうと。それで、先ほど指定廃棄物のことを申しましたけど、国が指定廃棄物につきましても3年以内に県の中に中間処理施設をつくる、そういった方針をこの前示しました。ということは、3年分の保管量を確保する、そういう今試算、それで、新松戸クリーンセンターの敷地で足りるのかどうか、それはこれからまたさらに詳しく調べていきます。何といたしましても、地元の合意、それは大至急本当にやる、まずそこを始めたいたいと考えております。

あと、PRにつきましては当然のことですので、これからもさらに鋭意努力したいと思
います。

山中啓之議員

ありがとうございました。

まず、最初の窓口対応からのイメージなんですけれども、広報に載せるのはその電話番
号を載せますよね、一つ。そこに市民が電話をしたら、役所につながるんじゃなくて業者
につながるというイメージですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいんですね。——わ
かりました。じゃあ、要はその電話回線がパンクするという事は想定していないという
ことですね。——わかりました。

ちなみに今、そちらの放射能対策課には、最初にどれぐらい測定を始めたときにかかっ
てきましたか。農産物と空間測定と貸し出しと、それぞれありましたけど——ごめんなさ
い、とりあえず質疑だけでいいので、後で答えていただきたいんですが、1日のマックス
量と、一つの電話で受け付けるときの対応ができるのか。できればそれでいいんですけど、
それをちょっと確認させてください。

あと、全般的にお答えにもうちょっと数値を下さい。

あと、本庁以外の事務所というのは、これはどこを想定されていますでしょうか。これ
も質疑です。

あと、大きな2点目の集合住宅の意思決定に関してなんですけど、お答えいただいたこ
とは大体はもう以前から決まっていたことだったと思うんですが、例えば土とかの保管に
関して集合住宅の場合、ある人の家だけがすごい雨どいとか何かが近くてやらなきゃいけ
ないとなったときに、その管理組合、自治会はやることはいいよと、オーケーして申し入
れをした場合、いいけど出た土は別のところにと、だれだれさんの家の前に来るのは嫌だ
よと決定をされた場合、市は何もやらないのか、やれないのか。そういうことは多分多く
あると思うんですけれども、自分の家に放射能まみれの土が来るのは嫌だなという方は結
構声を聞くので。でも、自分の家の前が高かったらやってほしい。または自分の家の前が
高くて自分の家の前をやらなきゃいけないとかというのを生まないようにしていただき
たいんですけど、そこはどうなっていますでしょうか。

あと、市外の方が所有者だった場合は、これは私の提案ですけど、もうその居住者から
問い合わせがあった時点で市がやっぱり手伝ってあげることが必要だと思うんですね。市
外の方で昼間しか連絡がつかないとか特定の曜日しかつかないとかあると思いますから、
そこは長くお付き合いのある不動産業者と、やっぱり市が、行政が最後にはちょっとヘル
プしてあげないといけないんじゃないかなと思いますので、提案です。

あと、優先順位の話なんですけど先着順ではないことはわかりました。ある程度多い地
域が固まったらと言いますけれど、そのある程度がどれぐらいにあるのかもちょっとスケ
ジュールを教えてください。それがないと、要は1か月に1回なのか、2週間に1回な
のか、1日に1回なのか、そこら辺は決まっていないということなんですか。そこを
教えてください。

あと、出る土についてもそうなんですけど、今後、7月、8月に方針を出すとおっしゃ
いしましたが、何で出ないんでしょうか。新松戸を平地にした後、その立方平米で大体出ま
すよね、もう土地の量は決まっているわけですから。要は、どれぐらい土が出ると見込ん
でいらっちゃって、どれぐらいあそこの場所でカバーできるのかという数値がなければ事

業計画みたいなものは一切できないと思うんですけど、それをある程度とか、時期が近くなったら調べていきたいとかいう言葉だと、それは何かちょっと。できなかつたら、別にそれを責めているわけじゃないので、一緒にやり方を考えましょうよ。できるのかできないのか、今危機管理としてすごい怪しいなと思ったので、算出根拠とか式とかもうちょっと数字を下さい。出る土の量とキャパシティーを、市が持っている量をはっきり教えてください、明示してください。そういうことをしないから市民が不安になるんじゃないでしょうか。強く危惧します。

質疑は以上です。

中川英孝議員

ちょっと議長いいですかね。——今、山中議員、それから桜井議員の質疑が個々具体的な話の質疑になっているんですけども、1点だけ確認させてもらいたいんですが、ちょっとまぜっ返す議論になるかもわからないけども。

きょうのそもそもの協議会というのは、これは当初予算で決定されてそれを実行するという話で、説明会で説明するという話なのか。少なくとも協議会というのは一つの議会のほうの独立機関としての除染に対する、あるいは対策に対する一つの方向を、我々も一定の方向を見つけていこうよという話の中での、対等な形での組織の中で議論していると思ったんですけど、こうやってやりますなにしますという話であれば、それは全員協議会か何かにかけてやればいい話であって、少なくともこの協議会というのは、対等な機関の中で、ひとついいものを見つけていこうよ、見いだしていこうよという話の協議会だというふうに認識しているんだけど、今のような個人個人の、幹事長の意見を言う場じゃないような気がするんですよ。一議員の個人の意見を言う場じゃないような気がするんですよ。

例えて申し上げますなら、例えば、当初この10億円の予算づけをしたときに、特措法の法律の適用基準がこういう基準になったんだけども、若干こういうふうに変ったね、そうしたら議会の皆さんどうしたらいいんでしょうか、協議会の皆さんどうしたらいいんでしょうか。この辺はもう少し——御承知のように流山市なんかの場合は、希望する住宅なんかは当初見込んでいた数字よりもかなりたくさん手を挙げてどんどん申請してきたという話があるんで、そうしたらもしかしたら、松戸市が当初計画していた数字よりももっと大きくなるんじゃないか、予算がこれでは足りなくなるんじゃないかとかいうような話になるんじゃないかと我々はまだ疑念を持っているわけですよ。

まずそういう大きな議論からしていただいて、今の議論が、今の質疑の中身が事業費として少ないとか多いとかという議論には当然そういうものもありますけども、どうも協議会自身のあり方そのものが何か曖昧模糊になっているものだから、我々は聞くだけでいいのかな。今ここの段階で、これは問題があるからもうちょっとこうしてほしいああしてほしいという場なのか。そうであるならば会派へ持ち帰って、当然もうちょっと意見を集約して、皆さん方をお願いして、こうしてほしいああしてほしいという話があると思うんですけども、この辺の基本的な協議会の位置づけがはっきりしないと、ちょっとおかしい話になるんじゃないかなという気がしたものですから、また、まぜっ返す議論になるけども、この辺が一番肝心なことじゃないでしょうか。少なくともこれからの協議会のあり方として、皆さん方から話を聞くだけの場であるならば、またそれは違った話だというふうに思いますし、それならそれで最初の段階から今みたいな話をしっかり持ってきて、皆さん方に議論をぶつけていかなかったら、これは議論にならないような気がするんですよ。

先ほど申し上げたように、当初の予算確定した段階で、予算執行した段階で不確定要素がありましたよね。法律そのものの適用基準あるいはその判断基準そのものが国自体もはっきりしないようなこととも含めながら、今言ったように適地が見つかるのか見つからないのかという議論もある。見つければそれは簡単にそれは費用もかからないわけでしょう。あるいは国が全部見てくれるという話でしょう。こんなものははっきりわからない状況の中で、我々はこの立てた予算がうまくそのとおりに執行できるのか。

それから、もう一つ言わせてもらえれば、0.23マイクロシーベルトが、判断基準として本当にこれがいいものか悪いものかわからないような段階で子どもがいる家庭だけやっていいのか。あるいは測定の高さも当然、子どものいるところはしっかりやって、子どもがいないところはやらないなんていうのはこれまたおかしな話ですから。本当に人命にやっぱり影響するんであるならば、何だかわからない状況の中で難しいとは思いますが、ここで優劣をつけた理由もわからないし、市民の人たちがもっとどんどん殺到して、我が家をやってくれと言われたとき、測ってみて——僕は実際に計測器を買って、測ってみて0.23マイクロをちょっと超したときと、少し時間が過ぎたら下がる場合と、難しいんですよ、判断基準が。ただ、自分のところに子どもがいる、娘なんか来ると怖がるわけですよ。子どもがいないといえどもやっぱり怖がるわけですよ、寄りつかないわけですよ。少なくともこの判断基準なんかが、0.23マイクロシーベルトそのものが判断基準としてやっぱり難しいと言われれば、この辺も含めて1回議論していただいて、その辺をちょっとクリアして少しずつ少しずつ上がっていかないといかんと思う。ちょっとまぜっ返すような議論になりますけど、でも、この問題は大変重要なことだと思いますので、この協議会のあり方も、議長、ぜひひとつその辺も含めて議論してもらいたいなと思います。すみません、長話して。

田居照康議長

協議会ですから、これは執行部と議会とのやりとりの窓口ですから、この協議会をお互いに十分に生かしてもらおう場であるというふうに思いますので、やはり何か質疑、意見があれば、遠慮せずに、どんな場でも出してもらえばいいんじゃないかというふうな気がするんです。

中川英孝議員

そういうことだったら、この特措法の法律の適用について、その後の経過、国のほうの変更、そういうようなものをまず前提条件として皆さん方のほうから披瀝してもらわない限り、当初予算だけ……。

田居照康議長

よくわかりました。じゃあ、またそれは質疑ということだね。

放射能対策課長

まず、12月から測定、貸し出しの受け付けを始めまして、初日1,015件申し込みがありました。これが一番多かった件数です。これまでの合計の件数ですと、貸し出しの予約件数は3,000件を超えております。私有地測定のこれまでの受け付け件数は二百数十件でございます。ですから、貸し出し予約が三千数百件、貸し出し件数が二百数十件でござ

ざいます。

次に、事務所はどこを想定しているかということですが、これは業者が決まったら、できるだけ市役所から見て利便性のよいところを指示していこうということを……（「具体的に候補はあるんですか」と呼ぶ者あり）いや、まだ現状はないです。それは業者が決まってから約1か月間の準備期間の間に決めていくということです。

環境担当部長

あと、出る土壌の量とか何かの把握が甘い。これは確かにおっしゃるとおりでございます。本来ですと発生するものの量を抑えて、必要な敷地の面積を出して、それに充てるべきですけども、今回はなかなかこれが実際は非常にしにくいと。あと、保管の形態につきましても、ドラム缶で二段重ね三段重ねにするか、それによっても3倍の容積を稼げます。ただ、それについては住民の方の御理解を得て保管方法まで決定しないと。例えば、新松戸クリーンセンターは少なくとも最低でも1年はもちます。ただ、それを二段重ね三段重ねなり、保管の形態をきちんとした、建屋をつくったもので重ねて置くようになればもう少しつかもかもしれません。（「もう少しってどのぐらいか、数値を教えてください。数値だけでいいですから教えてください」と呼ぶ者あり）はい。それはまた出させていただきます。（「いつですか。数値を教えてください。いつまで待てば教えてもらえるのか。せかすつもりはないんです」と呼ぶ者あり）はい。それは先ほど中川議員もお話がありましたけれども、そういった情報が出次第、また情報提供の会を……（「出次第って、出すのは皆さんですよ」と呼ぶ者あり）これは確かに、どういう除染方法、対象世帯数、いろいろ仮説での積み重ねになってしまうかと思えますけれども、それをきちんとある程度理論的に示せるようにして、早急に。（「早急というのはいかがかな」と呼ぶ者あり）早急というのは、いつまでと言われると非常に……。

山中啓之議員

まあいいです。出ないなら出ないと言ってくださいよ、聞きませんから。松戸市は出ないと市民に説明しますから。

環境担当部長

いや、現時点では出ません。

山中啓之議員

いつごろ出そうというおつもりですか。

環境担当部長

それも考えさせていただきます。

山中啓之議員

お任せします。

放射能対策課長

今の場合はちょっと明確な、本当に具体的な数値は、これは本当に、先ほども申し上げ

たようになかなか判断が難しいところが実際ありますので。

環境担当部長

出した数字というのは多分ひとり歩きする可能性が非常に高いんじゃないかと思います。

山中啓之議員

よろしいですか。

田居照康議長

ほかにまだ残っていない、質疑が。

山中啓之議員

優先順位とかの、そのある程度たまったときの、またある程度とかという点に関して。

環境担当部長

それにつきましても、今、受け付けをして、まず事前の調査をします。それによってその対象世帯なり戸数が決まってくる。それについて1社が除染すると非常に時間がかかります。その出ぐあいによって市内を幾つものブロックに分けて、ブロックごとに除染業者さんを充てて、なるべく早急に除染が図れないか、今そういう計画で進めております。例えば、4,000件申請があったとする。それを8ブロックに分けると1ブロック500件。そういった中で今なるべく早く除染できないか、それを考えております。

市民環境本部長

受け付けとそれから測定、それは業者を分けて同時進行で、実際に除染していただく業者と、同時進行で常に連絡をとって効率よく進めていきたいという、そういうスケジュールを考えております。

放射能対策課長

測定に関しては1社のほうがいいと思います。それで、除染については、ブロックに分けて幾つか、例えば、ブロックごとに件数の開きが出てしまいますと、やはりそれは請け負った業者が不平等になりますので、大体同じ件数ぐらいになるように地区割りしていこうということです。ですから、エリアごとの密度によってもやっぱり変わってきますし、できるだけ同等の件数になるように、広いブロック、狭いブロックが出てくると思いますが、大体同等の件数になるようにブロック分けして発注していこうということを考えております。

山中啓之議員

短くまとめますけど、まず、受け付けの体制についてなんですが、電話ですとか、ちょっと不明瞭な部分が多いですけど、キャパオーバーがないというのを信じますので、しっかり頑張ってください。例えば、農作物なんかタケノコが柏市とか近隣で出て急に4月から増えたじゃないですか。ですから、その最初がピークだからそこを算出基準にしているのかなと思いましたが、算出基準がそうとも限らないと思いますので、急に増える場合

の対応なんかも余裕を持って業者の手配とかをお願いします。

というか、そもそもそういう数値をもって根拠を算出していらっしゃるかと思いきや、ほとんどされていなかったような、そこはすごいどんぶり勘定だと恐れ多くも思います。その地区割りによって違うとか、仮組みによつてドラム缶によつて違うとか、そんなことは原則はわかりますよ。それをどうするのかを決めるのは皆さんなんですから、どういうことを考えて、例えば、出るペースがこれ以上だったらこうするとか、その内側がブラックボックスであるからこそ市民の皆さんは不安がぬぐえないんじゃないでしょうかと私は強く確信しています。そこを見せて、困っているときは別にいい袖は振れないんですから、市民に見せてしまったほうが私はいいと思うんですね。1か月から2か月以内に出る土が多い場合は、方向先を考えますとか、聞いて聞いて、質疑して再質疑して、再々質疑してやって出るよだからちょっともどかしい、行政の対応は遅いと市民に思われてしまうと思うんです。

私は別に市を責めようとしているわけじゃなく、正確な情報を市民に伝えるべきだと思っているので、市民にわからないことはわからないと伝えますし、市がここは困っているからこれぐらいの期間にこれぐらいの計画を出しますと言えば、そう正確に伝えたいと思うんですよ。数字がひとり歩きするという決まり文句は、市民を信じていないということなんですよ、そういうふうにする市民がいるということは、そういうふうにする市が思っているようでは、市民も市を信じられないんじゃないでしょうかね。そこら辺は我々は多分被害者として同じ立場ですから、そこは信じてやっていただけませんか。なるべく早い開示を、数値を持った開示をお願いします、量ですとか計画ですとか。頑張ってください。

放射能対策課長

すみません、引き続きよろしいでしょうか。

申請ですね、電話ではなく、これは誤りのないように書面での受け付けということを考えています。押印が必要と考えておりますので、郵送だけです。

山中啓之議員

はい、ありがとうございました。

宇津野史行議員

まず、中川議員が先ほどおっしゃったことについてなんですけども、こういうところで質疑を細かくさせていただいた上で、その共通の質疑を受けた共通の認識の中で我々協議会で話し合えばいいので、そのための質疑もあるべきだと思うので異議ないです。

中川英孝議員

もちろんそうです。それはそうなんだけど。

宇津野史行議員

ですから、今、執行部とのやりとりのほかに、我々協議会の中だけでのやりとりというのが別途必要になってくるのかなというふうに思っています。

それから、山中議員から先ほどお話がありましたけども、数字がひとり歩きする可能性

云々という話がありましたが、これはちょっと言葉としてはあんまりよくなくて、試算を
実は中でして、それを公表するのが数字がひとり歩きするのが心配だとかというなら
わかるんだけど、試算していない段階で言うせりふじゃないですね。

環境担当部長

それは私の失言でした。訂正させてください。

宇津野史行議員

ですの、ちょっと気になりましたから。

じゃあ質疑させていただきたいんですけど、まず、今回除染をするということで、一つ、
まず1ページの真ん中にあるんですが、「小学生以下の子どもがいる住宅」というふう
にあるんですけど、基本的なことです。まず、これは戸建て住宅になるんでしょうかとい
うこと。どういうことかといいますと、マンションの場合は管理組合や賃貸住宅の所有者と
書いてあるんですが、要は、マンションの1室が子どもがいるとか賃貸住宅の1室が子
どもがいるとかという場合にどういう扱いになるのかという意味で伺っています。

それから、宅内保管、宅内というか所有地内保管が原則だという話がありましたが、こ
れは一時保管的な意味で取り出し可能、最終的な処分地が決まった場合に取り出しが可
能な状況で埋めるのか。それとも、基本的にはもうそこで埋めちゃってくださいよとい
う話で取り出し不可能な状況になるのかという関係です。

それから、線量に関してなんですけれども、これはちょっと私が一番気になっている部
分で、中川議員からも子どものことや桜井議員のほうからも子どものことのお話があり
ましたが、この0.23マイクロシーベルトというのは、子どもがいると高さ50センチだよ
というふうに書いてあるんですが、子どもはいわゆる同じ放射線量でも感受性が強い
と言われているわけじゃないですか。0.23というのは年間に直すと1ミリシーベルト以下
ですよ。これはだれを基準としているのかということなんです。大人を基準としている
とすれば、子どもは10倍高いとか、0歳児は10倍高いとか、4歳児は5倍ぐらい高
いとか何とか言われているとなると、0.23は子どもにしたら2.3マイクロシーベ
ルトぐらいの高さだったりする可能性があるんですよ。それを考えると、本当に0.23
で大丈夫なの、子どもの測定値は50センチで大丈夫なのと、そういう話じゃない
ですか。例えば、甲状腺の等価線量の測定は、計算をすればもう計算として成り立
っているわけですよ。大人が90ミリだったら4歳児は400ミリとか、0歳児は800
ミリシーベルトですね。だから実際は8倍とか9倍の高さですね。これは甲状腺等
価線量としての数値として計算式であるわけですから、実際に1ミリだったら子
どもにとっては8ミリになるかもしれないという話があって、ちょっとこのあたり、
子どものことを考えたときに本当に0.23でいいのか、こういう検討がされた結
果なのかということをお聞かせいただきたい。

それから、1ブロック500件という話が今ありました。これはちょっと基本的なこと
なんです。地図で、例えば増大図か何かで500件の地域、こっちは密度が高いから狭
いけども、広いから500件、もっと広い地域とかと出っ込み、引っ込みがあるのか。
それとも、申請の500件が集まったらその地域をぐるっとしちゃうのか。500件
の地域の中で10件しか申請がありませんでしたというところと、500件の中で400
件申請がありましたというところで全然違うわけですが、500件の申請があった地
域をぐるっと一つの地域にするのか、それとも、白地図で500件の地域のほうを
委託するのか、全

然違うんですよ。やり方が。わからないので、どっちのほうなのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

放射能対策課長

戸建て、集合住宅の関係ですが、集合住宅……。

宇津野史行議員

要は、子どもがいる集合住宅は、全部が子どもがいるわけじゃないわけなんですね。そういう取り扱いはどうするのかということだけだと思ってください、今は。

放射能対策課長

集合住宅につきましては、子どもがいる御家庭、いらっしゃらない御家庭が混在しているという考えですけど、ですから優先順位としては子どもがいる戸建てよりもランクは下がるという考え方です。ただ、混在ということで子どもがいる住宅ということには含まれます。（「含まれるんですね」と呼ぶ者あり）はい。

次に、敷地内保管、取り出し可能かどうかということなんですが、表土除去の場合は、基本的に天地返しを予定しています。天地返しということになりますと、保管という扱いではなくなりますということです。

それで、線量に関して、子どもは感受性が高いが、大人も子どもも0.23でよいのかということだと思うんですが、これは専門家でも意見は分かれていて、私たちからはその数値について言えることではないと思っております。ただ、おっしゃるとおり子どもは放射能に関して感受性が高いですし、これから先の年数も長いということは、もちろんそういうこともありますので、ですから子どもさんがいるところを少しでもできるだけ手厚く除染をしていきたいといったような考え方です。

それから、ブロックの件ですが、私は500件とは言っていないわけなんですけど（「ああそうですか」と呼ぶ者あり）はい。

環境担当部長

例でちょっと、例えばの話でしたわけで、実際にはしていないんです。

宇津野史行議員

ということは、500件の除染対象となるところが集まったらということなんですか。500は例としてですね。

放射能対策課長

はい、そうですね。

これは実際に1社が全部測定して、そのうち、0.23を超える除染対象が何百件になるか何千件になるかわからないんですけど、例えば200件なら200件とか、平等に200件ぐらいのブロックでということをして、実際に除染をやる御家庭がですね……。

宇津野史行議員

ということは、じゃあとにかく一通り測定をして、ばあつーと地図落とししてみても、そ

うやってやっていくということで、それで囲っていくということなんですか。

放射能対策課長

はい、そうです。指示して、それで申請があったところをずっと測定をしていきます。

あとは、除染は何ブロックかに業者が分かりますから、例えば、このエリアをとったらもうけが多いとか、このエリアをとったらもうけが少ないとか、そういうことがないように、件数は大体合わせようかなというふうに考えています。

環境担当部長

あと、つけ加えさせていただきますと、2ページにスケジュールが書いてありますけれども、矢印で。現地調査で子どもがいる住宅の現地調査と除染に少しタイムラグがございます。この除染が始まるまでに申請受け付けしたもので多分まずは第1回目の除染の委託をかける形になろうかなと思います。これは最後まで、9月の受け付けが全部終了するまで待っていると少し遅くなってしまいますので、そこはちょっと途中で一回区切るようなことも考えられるのではないかと思います。

宇津野史行議員

そうしましたら、引き続きなんですけども、議論はここでしない、とりあえず質疑だけさせていただきますが、まず、対象となる地域に関して、先ほどもうちは外れてうちは入ってみたい話が桜井議員からありましたけど、外れた地域について再測定というようなことはあるのか。再測定をした結果、国と話をして認められればそこだってお金が出るようになるわけですから、常にこの可能性は探っていくべきだと思うんですよね。タウンミーティングの中でも私もちょっと話が出たと思うんですけど、外れた地域、全部で11字あったかと思うんですけど、その再測定をやはりやっていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、これについてはどうなんですかということ。

それから、外れた地域について、例えば、泥の処分は敷地内に保管してください。ただし、汚泥だとか局地的にすごく高いところについては市が保管するようになることも考えているんですよという話が今ありましたが、これは実施対象区域内の話ですか、それとも、区域外であっても高いところはあるじゃないですか、高塚、秋山なんて外れていますがけども、あそこだっですごく局地的に高いところはある。そういったところのものの保管も市が考えているのかということをお聞きしたいです。

それから、例えば、0.23マイクロシーベルトという空間線量が、これは屋外の線量ですよ。これも私が申し上げてきたんですけど、家の中は結構高いんですよ。外が0.22でも家の中は、本来は0.4倍するわけですから0.092とかなんですよ、0.23のところは。0.23、家の中は0.092。ところが家の中は0.092ということはないですね。

(「ないない」と呼ぶ者あり)ない。外が0.22だとするじゃないですか、そうすると除染しないですよ。ところが家の中は0.13とかね、やっぱり結構あるんですよ。そうすると、家16時間、外8時間で通年すると1ミリを軽く超えちゃうんです。だからちょっと、家の中が0.4倍というやり方で除染を線引きするというのは、必ずしも1ミリ以下に下げるということにならない。だから1ミリ以下というのをとった理由はそこなんじゃないかと思っていますんですけどね。

中川英孝議員

宇津野議員、その辺の難しい話をしていたら、そのとおりにんだよね。

宇津野史行議員

こういうのが、現状で0.23と考えていますしか言えないかなと思うんですけど。ということのお考えをお聞かせいただきたい。

それから、最後です。再質疑の三つ目です。（「四つ目」と呼ぶ者あり）四つ目か。三つ目ですよ。（「四つ目です」と呼ぶ者あり）自分で言っていて申しわけない。

対象区域外の場合、この2ページの真ん中のところの費用の④のところでは、住民の自己負担ですよというふうになって市は未実施ですよという話。局地的なものはどうするかという話を今しましたが、逆にその地域でも住民が除染したいよとか、町会でちょっと除染したいよとかいろいろな要望が上がってくると思うんですね。再測定してそこが含まれればそれにこしたことはないわけですけども、再測定しても外れちゃったという場合。その場合、何か個々に独自除染へ支援するようなことというのは、今のところ考えはあるのかどうかということを知りたいと思います。

放射能対策課長

まず、最初の質疑は、外れた地域の再測定で、国の認定対象区域ということですね。それについて、計画の変更についてはしてよいということになっていますので、今後スタートしてからになってしまいますけど、国とも相談しながらそれを検討していきたいと思っています。（「早くやったほうがいいですよ、これは」と呼ぶ者あり）はい。

あと、外れた地域、今後についてなんですが、希望する方がもしいらっしゃる場合は、やはり何らかのことは市としては考えていかなければいけないと思っております。（「それは四つ目の質疑に対するお答えですね」と呼ぶ者あり）はい。（「各自除染、一回外れた地域への支援」と呼ぶ者あり）はい、そうですね。

それから、保管についてなんですが、区域外の（「局地的に高いものですね」と呼ぶ者あり）はい、そうですね。これは区域外であっても局地的に高いところがあって、除染した土ということについては、これは区域内であっても外であっても除染に関しては原則敷地内に埋設、天地返しということですが、同じように除染ということに関しては埋められないものについてはやはり市のほうで引き取る責任があると考えております。

宇津野史行議員

それは除染ということに関してはということですけども、そうすると区域外の子どものいる家庭で除染対象となったところという意味だとすれば、区域外で子どももいなくて、市は一切手をつけませんよ。ただし、うちの雨どいの下はとても高いですよというところはどうなるのかということなんですね。個人であってもという。

放射能対策課長

それも除染をしたということであれば、やはり引き取らなければいけないと考えております。

宇津野史行議員

わかりました。それはいい答えではないかと思えます。

放射能対策課長

あと、家の中の関係なんですね。これは計画には入っていないです。というのは、家の中は、これはちょっと原因が、いろんなものから放射線は出ているというふうにも言われていますし、その原因もはっきりなかなかわからないと。それからあと、家の中というのはやはり個人がそれぞれのお宅で清掃する部分というふうに考えています。

0.4とは限らないということなんですが、（「0.4倍ですね」と呼ぶ者あり）はい、そうです。これを私たちからはちょっとコメントできないものがありまして、ですから、その計算式に基づいて数字を出すしかないということでございます。

宇津野史行議員

実際はかってみて、家の外で0.22で8時間、家の中で0.13ぐらいなの。そうすると、そこで16時間とかいたら1ミリ超えちゃうわけですね。だからそれはあんまり……。

放射能対策課長

そういういろんなケースというのは私たちもいろんな問い合わせを受けていて、そういうケースがあるということはやっぱり認識はしております。ということで、ちょっとなかなか答えができないんですが……。

宇津野史行議員

それはわかりました。結構です。ありがとうございました。

中川英孝議員

すみません、もう一回ちょっと。やっぱりどうしても納得がいかないからもう一回話したい。2点。

まず1点、ちょっと2ページを見てもらえますでしょうか。

平成24年度当初予算10億円、委託料がついているわけですね。この10億円の予算の見積もりがあったわけですね、当然。かくかくしかじか積み上げして見積もりが出てきて10億円というものが出てきたわけだよ。この見積もり額の10億円がどう変わったのかということの、まずきちっとした話をしてもらわなければ、今のような議論が幾らでも出てくるわけだよ。予算委員会じゃないでしょう、ここは。あえて言わせてもらえばそこなんだよ、僕が言いたいのは。

当初の予算見積もりで10億円というのが見積もりであったんですよ。その見積もりの前提条件が若干変わってきた、こう変わってきたああ変わってきた、だからこの10億円はむしろ言えばもっとじゃあ増やしてもいいのか、あるいはもう少し減らしてもいいのかという話なんですよ。今話を聞いていますと、例えば除染の対象区域外でも今後やっていきますというような話をされるのであれば、そういう話をこの協議会に投げなきゃだめなんですよ。これがそもそもの原点の話なんですよ。まず基本的なものをびしっと、我々協議会のメンバーも執行部の皆さんもやっぱり認識すべきだと思います。これが1点。

それから、もう一つ。0.23マイクロシーベルトの話がされましたけども、もう一つ話

をさせてもらいますと、食品の安全基準、これをどういうふうに考えておられますか。100ベクレル。じゃあ聞きますけども、国際機関の、何という機関かな、国際機関の判断基準は幾つですか。アメリカは1,000ベクレルですよ。ヨーロッパは1,200ベクレルですよ。そういう状況の中で、確かに、宇津野議員みたいに言われたが、室内が大体0.13マイクロシーベルトぐらいなんです。それを1年間受けたら家の中といっても危険なんです。0.23、0.23と言っているけど、個々のそういういろんな問題がありますが、じゃあ食品の安全基準はどうなんです。国際機関の1,000ベクレルの判断基準をどうあなた方はその判断をして、日本の判断をして100ベクレルにしたのか。あるいは古くからあった50ベクレルにしようとかという話もありますよ。それは子どもの飲み物か何かですよ。こういうことをお互いに共有し合って、ボールを投げ合っていくことが大事じゃないんでしょうか。

いずれにしても、前に言った、話をしたいことはたくさんありますけども、まずその国際機関の判断基準、食品の安全の1,000ベクレル、この辺の判断基準についてどういう評価をしておられるか、ちょっと教えてもらえますか。

山中啓之議員

議長、すみません。それこそ、今おっしゃった話こそ、少なくとも今日ここで話し合うべきなんではないかと私は思いましたが、皆さんいかがですか。きょうは、市から民有地の除染について伺っているわけですよ。国際基準だとか、学者でもわからないことをです。ね……。

田居照康議長

ちょっと待ってください。

一応、それは国際基準であってもやっぱり今回の基準に触れることですから、当局の考え方をちょっとお聞きします。じゃあ、答弁を。

放射能対策課長

それでは、質疑2点、予算の関係からなんです。10億円、こちらについての算定なんです。予算を組んだ時期が1月です。このときというのは、国の補助金のメニューもまだ出ていない時期でありまして、ただ、国からの想定問答があったわけなんです。その資料に基づいて、この比較的線量の低い地域の除染費用の1件当たりの金額から20万円掛ける5,000件、非常にざっくりとした考え方だったんですが、こういうことで算定をしております。

その後、ですからそのときというのは、具体的な方法、今はもう最初に測定をして、それから、別業者に除染というふうに、もう方法が明確になっていますけど、そのときはその方法についてもまだ明確ではありませんでした。そういった非常に大まかな算定をさせていただいたという経過です。

それから、食品の安全基準の考え方なんです。私たちが感じているのは100ベクレル、これは非常に厳しい基準だと思います。何よりもこれに従わなければいけないわけなんですけど、やはり安心のためには基準は厳しくしなければいけないということで、非常にこういう厳しい基準を設定しているんだと思います。

二階堂剛議員

さっき中川議員から協議会の話が出ましたが、今日はこういう説明を聞いて、それぞれ一問一答やり合ってもいいんですが、終わったらやっぱり、執行部の答えもそうですけど、我々自身がもう一回ここで練って、それで改めてまとめて協議会として要望を出してもらっていくのが独自の我々としてのその対応をつくっていくことになると思うんですよ。ここで聞いて、やりとりして、はい終わりというんでは、ちょっと違うんじゃないかなという、その辺で中川議員がおっしゃったのかなと思うんですけど。

それで、そう言いながらもちょっと聞きたいのは、子どものいるところを優先するというのはわかるんですけど、家が並んでいて、同じ線量で、先にここがいるからとやって、あとはほかへ行ってしまうと、結局放射能というのは動くわけでしょう。ですから、やるんだったら一連でだあつとやっちゃったほうが、後で例えばこの家だけ取っちゃいました、3か月たったらこの辺の風とか雨でまた寄ってきて、じゃあ先に取ったその子どものところももう一回やってくれるんですかということの一つ聞きたいのと、今言ったように一連の放射能の高さだったら、ここに子どもがいたら両側がいなくても周りを全部やっちゃったほうが効率的じゃないかなと思うんですけど、そういう方法はとらないんですかね。

放射能対策課長

今回、やはりその辺も検討はしました。ですが、第一弾として、まず当初面として、今おっしゃったのは面として本当に必要ではないかというふうに私たちも感じています。ただ、まずは今回のやり方は点としてなんですけど、申請していただいて、子どもさんのいらっしゃるところを点で行って行って、その後についてはまた方法を検討して、それで除染実施計画の全体の平均の空間放射線量を全部0.23以下に下げるということを、今後は面として方法を検討していきたいと思います。まずは第一弾として、点として子どもさん優先で行っていくということで、今後検討していきたいと思います。

二階堂剛議員

検討はいいんですけど、ただ、今言ったように、じゃあ一度やりましたと。それで後から、また3か月とか半年したら同じで変わらないと。いや、ここはほらもう一回やっているんだからほかが終わるまでやらないよとなっちゃうのか、それとももうやらないとなるのか、そこだけ聞きたい。後でその方法を考えて検討して、再度やり直すというんならわかりますけど、いや、もう一回やったんだから、ほかのやっていないところを先にやりますよ。だから、全部終わるのは何月、それが終わってからでないといけないのか、あるいは全くやらないのか、そこだけどういうふうに考えているのか。いや、そういうことを含めて検討していきますとかというんならまだわかるけど。

放射能対策課長

これは、進捗状況というのは、初めての事業で初めての試みで、ちょっと進捗状況次第でわからない面があります。1回除染をした後というのは、測定器貸し出しはずっと行っていきますので、測定器を貸し出して、心配な方は測定していただいて、そういった情報も集めたい。

中川英孝議員

だけど、そういうことってあり得るようなことかね。（「あり得るんだよ」「大いにあり得るんですね」と呼ぶ者あり）

中川英孝議員

あり得るのか。かなり多いのかね。

二階堂剛議員

だから、お米なんかも、とれたお米は出ないけど、山の上のほうで沢の雨がどんどん降ってくるでしょう。ことしのお米のほうに危ないという話もあるからね、水がどんどん集まってくるから。だからあり得るんだよ。

中川英孝議員

勝手に全部に飛散することはあるのか。

環境担当部長

これは国の補助事業の対象に事後モニタリングという制度もございます。一度除染したところを市が再度モニタリングするのは国の補助事業になっていますので、その体制はきちりとやりたいと思います。

中川英孝議員

だからその法定費用はどうなっているかということ、そういうのを説明してもらわないとだめなんだよ。

環境担当部長

そうですね。1月の予算要求以降、ばたばた国のほうでいろいろ決めてきましたので、一度その情報を何らかの形で、勉強会を開いていただく形で……。

中川英孝議員

そうですね。その辺は逐次国のほうも聞かなきゃ多分教えてくれないはずなんですよ。

環境担当部長

そうですね。私たちも情報の提供が……。

中川英孝議員

だからそこに書いてある文言がどういうことかと、彼らは彼らなりの、国は国なりの判断基準で判断しちゃうわけですよ。我々が読んでいる判断とまた違う判断をしているから、それをきちっと明快にこういう協議会を通して出してもらいたいですよ。

市民環境本部長

中川議員がおっしゃるとおり、この協議会のあり方も、この前タウンミーティング等で

説明してきた内容も今後、総合計画、松戸市独自の計画案のその御説明もきちんと成案に向けて説明させていただきます。それから、各会派にいただいた意見とか、それからパブリックコメント、そういうものも総合的に。それで、最初に申し上げたとおり、キャッチボールしながら市が一丸となって進行していこうということですので、それはもう十分承知しております。

環境担当部長

今の事後モニタリング制度自体、3月29日付けで国が一部見直しで市に情報提供というか見直しをかけております。

二階堂剛議員

福島の方は1回やっても結局下がらないということが結構問題になっている。

環境担当部長

そうですね。だから確かにそういう懸念で国も見直しをしてくれたんじゃないかと思えます。

杉浦誠一議員

もう一回やってくれるということか。

中川英孝議員

全体がまだはっきりしないんだよ、そう言っているけど。ここまで書いてあっても、国のほうの法律で書いてあってもはっきりしない。

杉浦誠一議員

今ちょっと本部長も話していた話で、このパブコメね。今までやってきて、パブコメと今度の除染の関係の、先ほど実際にやることの説明がちょっとなかったけど、それを説明してもらいたい。

それから、想定件数の中で、一番最初に市内、子どもがいる家庭1万6,100世帯、それから、子どもがいない家庭6万6,150軒が軒なんです。世帯じゃなくて軒です。これは世帯数と軒とちょっと違うんだけど、どういうふうなことか説明をちょっとしてもらいたい。

それと、中間処理施設の見込みなんだけど、7、8月までに決めると言っただって、地元はあれだけ大反対しているのにどういうふうに決めるのか。

それから、申し込み期間の受け付けの期間で、ちょっと聞き落としたのかなと思ったんですが、これを見ると9月末までになっているんだけど、話の中では年度末まで何か受け付けるような話に聞こえたんだけど、ちょっとそれを確認していただきたい。

それから、もう現実的に今は除染を運動会を控えてあちこちやっているようですけども、民間保育園の園庭の狭いところ、あれは結局どうしましたか。宅地内処理をできない施設はどうしましたか。それをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

放射能対策課長

パブコメにつきましては、今取りまとめているところなのですが、意見数としては市民の方は70名の方から件数で329件の意見をいただいております。議会関係は8件の会派及び個人から計93件の意見をいただいております。

主な内容といたしましては、市民のほうは除染が144件と最も多く、次に、健康管理が60件、食物安全が33件ということです。あと、その他全般44件、ですから、除染、健康管理、食物安全が項目として件数としては多いと。

議会関係の意見といたしましても、除染43件、健康管理と食物安全がそれぞれ15件で除染、次に健康管理、食物安全が件数としては多いという状況です。

それから、軒数、世帯の関係ですが……

杉浦誠一議員

いや、それはパブコメと今度の実効性との関係。これは計画して、計画を市民の皆さんから聞いて実行しますよと言ったのに、先に除染を始めるわけでしょう、これは。

環境担当部長

パブコメとタウンミーティングにつきましては、総合計画の視点で健康、食、焼却灰の関係すべて含めたもので御意見をいただいております。その中には当然除染の計画も含めて意見をいただいております。除染の計画につきましては、国に申請をして認められた計画がもう既にでき上がっておりますので、それについては国と協議した結果の除染の計画を原則として進めていくと。ただし、いろんな貴重な意見をいただきましたので、より具体的な実行計画部分でそういったタウンミーティングとか、あとパブリックコメントの意見を反映できるところは反映していく、今その計画の素案づくりをしております。

あと、総合計画につきましては、特に健康問題とか何かでいろんな意見をいただいております。その中で今すぐに取り入れられるものがあるかどうか、それは放射能対策課のほうを中心となって関係課に働きかけをして、計画のほうに盛り込めるものは盛り込みたいと。その素案ができた時点で、今の意見、細かいいろんな意見のそのものと併せて、また議会のほうには報告をして御意見をお聞きしたいと思っております。

杉浦誠一議員

除染計画は総合計画として進めるけども、先に除染だけ進めちゃおうということだね。

環境担当部長

もう除染は緊急を要するので……。

杉浦誠一議員

でも、除染でもいろんなパブコメの中で話はあったでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）それを組み込まないで、とりあえず市の方針だけでしていくということか。

環境担当部長

既にでき上がっている除染計画に基づいた部分を進めていくという形です。

杉浦誠一議員

それは市民からのこの間のタウンミーティングでいろんな話があったでしょう、除染の。それはどういうふうにしてクリアしていくのという話です。

環境担当部長

それにつきましては、今申し上げたとおり、より詳細な実行計画部分、例えば、地域の活力を何とかして生かせないかとか、そういった今後、行政として当然考えていかなきゃいけない部分、そこら辺は支援体制づくりなども含めて早急に反映していきたいと考えております。

杉浦誠一議員

じゃあ、この間のタウンミーティングのものは後からやるということか。先に市が考えたことだけ取り進めるということね。

環境担当部長

いや、除染で、タウンミーティングとパブコメの結果に基づいて、総合計画のリメイク自体はできれば6月中にでもきちんとしていきたいと考えています、スケジュール的なものは。その中には除染の計画も包含されております。それで、実際に具体的な除染が始まりますのが、先ほど申し上げた県のスケジュールがございますので、大体同時進行の形でリンクしていきたいと考えております。

杉浦誠一議員

何かわからないな。

中川英孝議員

はっきり言えばいいんだよ、はっきりきちっと。

放射能対策課長

除染に関しましては、除染実施計画は3月28日に策定済みでございます。これに基づいて除染は行っていきます。そのほか、総合計画はまだ完成しておりません。除染につきましては3月に策定済みの計画に基づいて進めていくという形です。

それから、保管場所について、7、8月は厳しいのではないかというのは、やはりおっしゃるとおりでございます。相手があることで、地元の方々の御理解をいただかないと、こればかりは前に進まない問題です。非常に厳しいということです、現状は。

杉浦誠一議員

だけど、現状は厳しくたって、厳しくてそういうように始めちゃったり出てきちゃったりしたらどうするの、今後。

放射能対策課長

敷地内に安全に保管していただくしかないと考えています。ですから、これは国や県にも問い合わせているんですが、やはり返ってくる答えは同じで、敷地内の人が近づかない

ところに保管して、安全に保管——本当に敷地が狭くてそういう場所がないじゃないかという質疑も私は投げかけました。その場合については、遮へいなどしてくださいと、そういった漠然とした……（「ビニールシートで覆うということか」と呼ぶ者あり）はい。なかなか答えが返ってこないんです。

中川英孝議員

だから、これぐらいはこういう協議会に出して、こういう状況ですけど皆さんどうしましょうかぐらいの話をするならいいが、予算を決めたものをこうやって——ここは話が違うと思うんだよな。

放射能対策課長

計画の中で、土の発生量はできるだけ最小限にしていくように除染しますということをやっております。まずこれが原則です。

あと、園庭の狭い民間幼稚園などについてですが、現状、数量も情報はつかんでおりますから、現状保管していただいています。ボイラー室や倉庫などに保管していただいております。

それから、あと、年度末まで申請を受け付けるというお話なんですけど、まずは現在住んでいる方々については、9月で一たん締める予定ですが、後から転入者については年度内受け付けるということでございます。

渡辺美喜子議員

先ほどの二階堂議員のお話とちょっとかぶるんですが……

杉浦誠一議員

それは1万6,100の世帯。

放射能対策課長

ああ、すみません。それは世帯と軒の、私が二通りの言い方をしたのかもしれませんが。市内の子どもがいる住宅1万6,100軒、区域内の子どもがいない住宅、これも対象として6万6,150軒です。合計で8万2,250軒です。世帯数ではないです、軒の数の軒数です。（「軒ですか」と呼ぶ者あり）はい、家屋の軒でございます。

杉浦誠一議員

松戸は21万世帯でしたか。

放射能対策課長

はい、世帯数は20万ちょっとだったと思います。

杉浦誠一議員

21万世帯の8万3,000軒なんだ。

放射能対策課長

今回の対象が市内全体の子どもがいる住宅、それから、区域——それで、今お話ししたのは、数字をつかんでいるのが戸建て住宅の軒数でございます。戸建て住宅の軒数を情報としてつかんでいる軒数です。

杉浦誠一議員

そうなるとマンションはまた予算がオーバーになるわけじゃないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）マンションは10億円じゃおさまらなくなっちゃうんじゃないかね。

渡辺美喜子議員

先ほどの二階堂議員の話にちょっとプラスされるような話なんですけれども、例えば、お子様のいらっしゃる住宅というのがすごい重きをなしていますが、それでこれが申請ですよ。申請されなくて、例えば、うちなんかはもう80才とか70才の夫婦だから、あと何を食べても全然、そういうのはあまり関係ないよというような、私たちなんかもちよっと日常の話の中でもあれなんですけど、隣とかが、隣近所がお子さんがいて、あと、本当に今さら放射能を心配したってというような家庭とかがありますよね。そうしたときに、お子さんのいる家がすごく放射線が高くて、隣が今さら気にしたってというおうちが隣同士になっていたりとかというと、お子さんを抱えていらっしゃる御家庭はとでも、でも、隣は申請してくれないかなというみたいな迷いは非常にあると思うんですね。だから、明らかにもうその区域というのは高いということになるのであれば、いや、申請しないのにやりませんかということは言いにくい、あくまでも申請制度ですからというんじゃないで、そこら辺の配慮というものも必要なんじゃないのかなというふうには思うんですけど。

放射能対策課長

その辺は、第二弾のときはちょっと方法を検討したいと思います。

宇津野史行議員

今に関連して1個だけ。渡辺議員が今おっしゃったことに関連することなんですけど、申請しなかったら、子どもがいても、高くてもやらないということなんですか。これはちょっとね。今、渡辺議員がおっしゃった、そういうことに似たようなものですよ、同じようなことですよ。

渡辺美喜子議員

ものすごい気にしている人と、そんな今さら気にしたってしようがないという、すごい差があるんですよ、これを見てもわかるね。

杉浦誠一議員

すごく差があるよ。若い世代だって差があるよ。お年寄りだって差があるし。それで、0.23で決めちゃっていること自体がそういうことじゃないのかな。

渡辺美喜子議員

だから、その辺もやっぱり考慮していかなきゃならない課題なんじゃないかなと思うんですがね。

放射能対策課長

例えばちょっと別な例でいきますと、私は前に環境保全課にいたんですけど、工場や事業場なんかのように立入権があるような、規制があつて立入権があるというものとは状況が違います。ですから、希望しない、立ち入らないでくれと言われた方に関しては、立入権がないですから入り込むことができないという事情があります。ですから、これは方法をちょっと検討したいと思います。

宇津野史行議員

0.23を超えたらもう申請してくださいぐらいのことで呼びかけないとだめですよ。

放射能対策課長

そうですね、そういう呼びかけというのも方法だと思います。

宇津野史行議員

それこそ子どものいる家庭でこの地域の人には申請してくださいぐらいの呼びかけをしないと。

山中啓之議員

そうそう、その程度を気にしない人は、0.23を自分が超えている可能性があるということとはわからないですよ。

宇津野史行議員

だから今言い直したけど、対象となっている地域の人で子どもがいる場合は申請してくださいぐらいの勢いでやったほうがいいということです。

田居照康議長

はい。いいですか。ちょっとまだ残っている。

とりあえず、民有地の除染については。

次に、それに伴って、広報まつど特集号ということですね。じゃあ説明をお願いします。

放射能対策課長

3ページからでございます。

広報まつど特集号、これは民有地除染について、手続等の周知徹底を図り、その他放射能対策に係る情報を詳しく御説明するために発行するものです。発行予定日は7月22日(日曜日)を目指しております。

方法は新聞折り込みを予定しております。

部数につきましては、合計で19万2,000部。これはまず18万2,000部は昨年、

災害の特集号で発行した部数をもとに出しておりまして、プラス転入者配布用1万部ということで、合計19万2,000部でございます。

紙面概要ですが、4ページから6ページを予定しております、内容といたしましては民有地除染の御案内、それから、申込方法、申請書書式、これはイメージとしては切り取り可能で書き込んでいただけるような用紙を予定しております。それから、実施区域一覧は表と図でわかりやすく表示したいなと考えております。除染作業内容、それから、これまでの公共施設の除染実績一覧などを今のところ考えております。

次に、4ページでございます。

費用についてでございます。

まず、合計90万8,355円、この金額というのは、昨年、災害の特集号をこの金額で行っております。これにプラス転入者用の1万部を含めまして約100万円程度を想定しております。この費用につきましては、除染の一環として国から費用負担がある、補助金が出るということは確認しております。ですから、除染の一環の補助金で行う予定です。

今後の動きといたしましては、まず、本日この会で説明した後、6月の、日付けは入っておりませんが、20日過ぎ、22日ごろ業者を決めることを目指しております。それで、順調にいきますと、その1か月後、特集号を発行、7月23日から受け付けを開始、8月から測定を開始し、というのを予定しております。

予算といたしましては、一般会計の放射能除染対策事業10億円の中から使用するということで予定したいなと考えております。

この部分についてなんですが、予算要求のときは除染という説明しかしておりませんでした。それで、この場をもってその費用の中でこの特集号を、約100万円を捻出したいということをお承りいただければなという思いでございます。

その他といたしまして、民有地除染については、誤りのないように最大限の周知を図って、大きな事業でありますので、そういうことで特集号を発行して周知徹底を図ってまいりたいということでございます。

【質 疑】

田居照康議長

広報まつどについて、質疑はありますか。——じゃあいいですか。

桜井秀三議員

一つだけ要望を。そうすると除染ということは、受け取る側は全部片づけてくれるんだ、一切心配ないんだと、こう考えちゃいますよ。今のいろいろお話を聞いていると、除染するけど、自分のところのベランダの隅っこに置いておいてくださいという話でしょう。それから、マンションだったら屋上かどこかの駐車場の隅っこに置いておいてくれという話で、はっきり言って除染するんじゃないなくて、放射能の対策に心配ないようにいたしますぐらいの……（「移染と言うんだ移染。移動させてやる、移染」と呼ぶ者あり）ねえ。だから、これは除染しますと言ったら、みんなこれは全部片づけてくれる、体をきれいにしてくれるようなことになる。ちょっと言い過ぎだよ。（「除染じゃない」と呼ぶ者あり）除染じゃない、移染だかわからないけど。

宇津野史行議員

広報の仕方については、今回こういう形でやるよという話なんですけど、一つ、伝える内容について、今、いろんな質疑があったじゃないですか。質疑ももちろん受け付ける形で広報はするので、全部網羅してお答え、疑問が出ないような形というのは無理だと思うんですけど。

一つ、さっき確認し忘れたのと併せてなんですけど、皆さんのお宅で0.23を超えるとところは除染しますよとお知らせすると思うんですね、広報で申請してくださいみたいな話で。0.23を超えるというのは、5点測定でやって平均を出すとか、そういう話なのか、それとも、1点でも超えたらその部分だけをやるのかとかというの、ちょっとそのあたりをちゃんとお知らせしておかないと、うちは0.23を部分的に超えましたよ、ここはやってくれないんですか、平均をとったら、5点で0.23、0.23、0.23、0.23、0.22だったら平均すれば0.23を切るんですよ。それはやりませんかとかという話になってくると思うんですね。ですから、お知らせする際にそこら辺をちゃんとお知らせしておかないと、後で絶対いろんな疑問が出てくると思う。その辺はどういうふうに考えているのか。測定のポイントと平均なのかとか、部分的にも超えたらその部分だけはやるのかとか、そのあたりをちゃんとお知らせしておかないと。

放射能対策課長

部分的でも0.23を超えたらやります。（「その部分だけはやる」と呼ぶ者あり）はい、やります。（「なるほどね。そういうのをちゃんと明記しておいたほうがいいかもしれませんね」と呼ぶ者あり）はい。あとはガイドラインに則って行ってまいります。

宇津野史行議員

5点測定ですか、5点じゃなくて、もっと詳細にやりますか。

放射能対策課長

ガイドラインの記載というのが、これも非常に大きく漠然とした面があるんですけど、比較的人が多く過ごす場所と、2点から5点程度とか、柵、塀などにおいては道幅5メートルや10メートルなどの、ちょっとあいまいな記載があるんですけど、その辺も再度確認しながら、あと、広さによってもやはりポイント数は変わると思います。その辺もちょっと……（「多少工夫してお知らせしないと、結構気にする」と呼ぶ者あり）はい、内部的にはしっかりした考え方でやっていきます。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

あと、すみません、桜井議員の先ほどの件なんですけど、土をどかしておくというような、現実的にはそういう状況もあり得るわけなんですけど、あくまでも生活空間における空間放射線での被曝を回避するということを目指していますので。それで、除染という、体における被曝線量の低減の一つとして、そこに近寄らないということも被曝線量低減の一つでございます。生活空間においては、空間の線量を下げるということをやっいてこうとすることです。ですから、よけるという、確かに現実的にはその土をよけているだけじゃないかという考え方もあるんですけど、生活空間において被曝をしないようにということをやるといことです。

桜井秀三議員

市民にそれが通用するかどうか、私はよくわかるんだけどな。

杉浦誠一議員

近寄らないように。

放射能対策課長

それも被曝線量低減策の一つではあります。

杉浦誠一議員

いやいや、それを住んでいる人なり住民に知らせめるということも必要だと思う。

中川英孝議員

だから、この広報まつどの100万円台の予算をこの10億円の予算枠の中で執行していいかどうかという、それを説明したほうがいいんじゃないですか。

田居照康議長

これは最初予算に入っていなかったんですか。

放射能対策課長

入っていなかったです。

杉浦誠一議員

10億円の中に入っていないのか。

中川英孝議員

すべてこれは大体、ほとんど10億円の枠なんかもう本当にいい加減だからさ、さっき言ったように。それをだからこの協議会でやるんだよ。

市民環境本部長

国の除染に伴う事務費として広報の周知の費用は国庫補助金で認められていますので、当初はそういう具体的なところはなかったんですけど。

中川英孝議員

それでいいんじゃないの。

杉浦誠一議員

除染に関する事で今ここにある業務をどんどんやっていますよね。委託で出来高払いですよね。中間までどんなふうな支払いだったのか。予定されていたものと支払った件数、その支払い金額と、これをちょっと教えていただければと思います、今すぐじゃなくていいんですけど。（「この除染」と呼ぶ者あり）この除染じゃなくて、今行っている除染、今やっているほうの除染、今やっているものについて。

放射能対策課長

これは単価契約で契約をやっています。（「単価契約は1件何ぼ」と呼ぶ者あり）その作業内容によって、例えば……。

中川英孝議員

一回そういうのをきちんと出してよ、一回そういう資料を。

都市緑花担当部長

私のほうの公園緑地のほうで、これはもう管理者は限定されていますが、それを6ブロックに分けて、既に今言われたような除染をやっております。やはり単価契約をいたしまして、月払いで、終わった結果を見てお金を支払うと、そういうような形になってございます。

杉浦誠一議員

その内容を教えていただきたい。

都市緑花担当部長

第一弾として23年度にやったのは、測定をした結果の中で特に高いところということでやっていきました。それは、例えば土を削った場合については公園の中で埋められるような形で処分しました。それで、第二弾といたしまして、それでもまだ0.23まで行かないものにつきましては、もう少し広場を大きく削って、それも公園の中の敷地の中に埋め込んでいます。それを順次やっています。それで、順次やっていく中で、今言ったように単価契約をしていますから、その出づらによってお金を払うような、そういう方法でやっております。

杉浦誠一議員

ですから、単価契約をして出づらで払うということで、結果として払うわけですね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）幾らでやってくださいじゃなくて、これだけかかったからということで。

都市緑花担当部長

それは予算の総枠がありますので、その中でもしそれが足らなくなれば、また改めてそれはお願いすることになるかと思えますけども。

杉浦誠一議員

お金の支払いというのは、議会でチェックしなくちゃいけない部分なので、教えていただきたいと思えます。

それから、この広報まつどというのは折り込み料はかからないんですか。（「かかりません、これは込みですね」と呼ぶ者あり）折り込み料込みで100万円でするんですか。（「はい、込みで約100万円です」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。

山中啓之議員

短めに、すみません。時間もないようですので。

具体のところはいいんですけれども、広報を出すときに、今、この協議会でもたくさん出た質疑がありますよね。よくある問い合わせというか、そういうのを書いておいたほうが、一から説明、問い合わせを市の職員さんが受けたときよりも、効率的に目的は市民にとって達成されると思うんです。それで皆さんの業務も効率的にいくと思うんです。今までの測定業務ですとか検査業務、けさの新聞にもありましたけど、結構柏市で順番待ちとかありますよね、タケノコの状態。よくある不安はほとんど一緒だと思うんですよ。対象はどうなのとか、持ち込みからどれくらい待たされるのとか、再検査してくれるのとか。あとは皆さんが業務の中で感じたことですね、松戸市の市民にとって。そういうのをもうQ&AとかFAQみたいにして、なるべく効率的にやってください。どこをどうしろと言うつもりはありませんけれども、なるべく誤認のないように、目立つように重要なことからどんどん書いていって、頑張ってください。要望です。

宇津野史行議員

もし、その他というのがあれば、最後に。もう終わってもいいし。

中川英孝議員

発言したいことがいっぱいあるんだけど、ちょっと我慢しているから。時間もまだまだいっぱいかかるでしょう、まだやっていないのもあるし。

山沢誠副議長

広報まつども、先ほど申込書もセットしてつけるということですから、意外と広報まつどを見ない人も中にはいらっしゃるわけですね。ですから、無駄にならないように定期発行のときに、例えば7月1日、7月15日のときには、7月22日にはそうしたものを発行しますよという事前のやっぱりアナウンスをやってもらったほうが無駄にならないでいいんじゃないかなと思いますので、その辺はちょっと考慮していただければどうかなと思います。

宇津野史行議員

1点だけ誤解を解いておかなきゃいけないと思ったんですよ、誤解というか認識を。

先ほど食品の話がちょっと出て、1,000ベクレルが何だなんて話がありましたが、あの1,000という数字は、国際基準じゃないというか、WHOの決めた非常時に餓死しないための基準なんですよね。ですから、あれは1,000というのが通常の基準じゃないということなんです。WHOでも飲み物は1だったり、食べ物だったら10だったりするんです。

中川英孝議員

WHOじゃなくて、国際機関の何という機関だったかな……（「世界保健機関」と呼ぶ者あり）保健機関じゃないんですよ、その判断基準を出しているところは。

田居照康議長

その辺も調べておいてもらえば。

中川英孝議員

じゃあもう一回。

宇津野史行議員

それもちよっと1,000は、私の理解では、9割の食べ物は無汚染で1割の食べ物だけが1,000なら大丈夫だ、だから全部食べたら100なんですよね。という、そういう…。

中川英孝議員

わかりました。それについては、農政課のほうに正式に国際機関の何とか何とかというところを出している1,000ベクレルそのものの判断基準について、明快に農政課のほうとして判断してほしいということを我々は申し入れしてありますから、またそれをきちんと確認してください。

宇津野史行議員

そうですね。それをひとつお願いします。うちらだけ1,000までオーケーというんじゃないまいかなと思ったんですけど。

田居照康議長

次の機会にそれを発表してください。

市民環境本部長

最後にすみません。本当にきょうは内容を絞り込んだ形で説明、報告させていただきましたけど、今後は中川議員からも御指摘がありましたとおり、今までの経緯とか、そういうものも含めた流れの中で説明をさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

田居照康議長

それでは、放射能対策協議会を終わりにいたしますが、執行部にあっては今日の協議の内容を十分踏まえた中で広報の作成に当たっていただきたいと思います。

以上で協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

議長 散会 宣告

午後 4時30分